

「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通
ビジョンの実施のための制度のあり方について」

【諮問第217号】

平成27年8月7日

1．これまでの審議の整理

2．船舶交通の現状を踏まえた現行制度の見直し

(1) 港内における現行制度の見直し等

港内における航泊禁止等に伴う交通方法の設定

港の出入口付近等での運航調整

港内における雑種船の範囲等の見直し

航路標識の収用制度の見直し

(2) 小型船舶の安全対策の充実

小型船舶事故の防止効果の向上

民間ボランティアとの連携

1. これまでの審議の整理

これまでの審議の整理

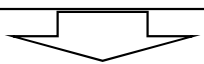
船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョン(平成25年10月交通政策審議会答申)

(1) 答申後の状況

一元的な海上交通管制の施設整備の進展、運用方針の検討

AISを活用した航路標識に関する国際ルールへの採択

法制定時以降の環境変化



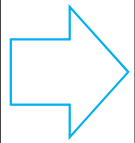
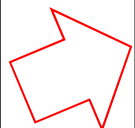
(2) 諮問(本年5月)

「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について」

一元的な海上交通管制の運用に当たって執るべき措置

航路標識を活用した安全対策の強化のための措置

現行制度の検証



(3) 審議経緯

第3回船舶交通安全部会(5月22日)

- 一元的な海上交通管制の運用に当たって執るべき措置について審議

第4回船舶交通安全部会(7月2日)

- 航路標識を活用した安全対策の強化及び船舶交通の現状を踏まえた現行制度の見直しについて審議

第5回船舶交通安全部会(本日)

- 船舶交通の現状を踏まえた現行制度の見直し(港内及び小型船舶の安全対策等)について審議

これまでの審議の整理

第4回船舶交通安全部会での説明

航法等の内容

港の交通環境の変化に対応したルール

遵守を促す手法

ルールの履行を確保するための手法

対象船舶

船舶の大型化や高性能化へ対応した交通ルールの対象となる船舶の範囲

航路標識

航行環境等の変化に対応した整備・管理

今回の審議項目

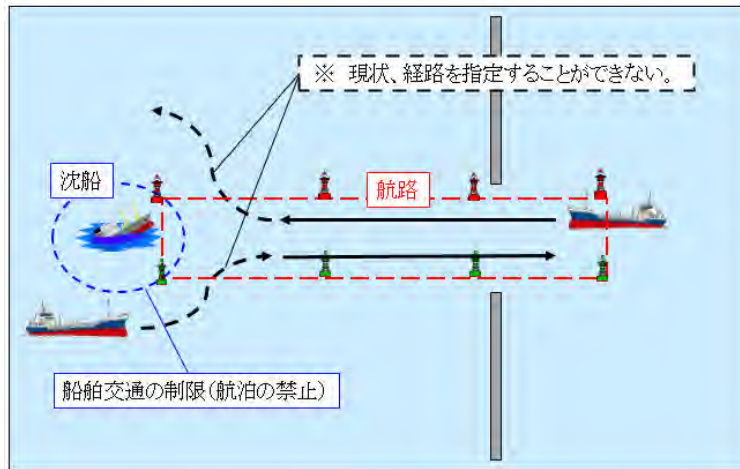
- 2.(1) 港内における航泊禁止等に伴う交通方法の設定
- 2.(1) 港の出入口付近等での運航調整
- 2.(2) 小型船舶事故の防止効果の向上
- 2.(2) 民間ボランティアとの連携
- 2.(1) 港内における雑種船の範囲等の見直し
- 2.(1) 航路標識の収用制度の見直し

2. 船舶交通の現状を踏まえた現行制度の見直し

(1) 港内における現行制度の見直し等

港内における航泊禁止等に伴う交通方法の設定

(例)

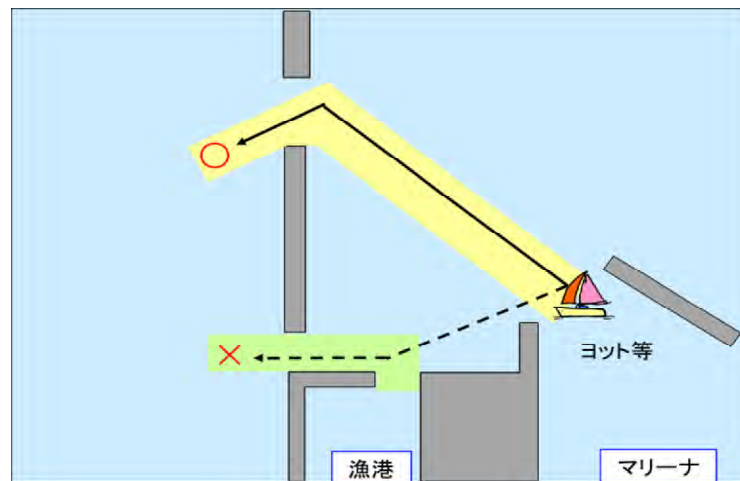


現状、航路上で船舶交通の制限(航泊の禁止)を設定した場合に、臨時にその区域を避けた船舶の航行経路を指定する必要がある

現 状

港湾施設の配置状況等により、工事作業の実施や海難が発生した場合などにおいて、航行船舶の安全を確保するために、臨時的に船舶交通を制限又は禁止することができるが、加えて、船舶の航行に適する経路を指定する等の交通方法を定める必要がある

(例)



現状、漁港とマリーナの入出港船の事故防止のために、ヨット、和船、モーターボートの通航区域及び航行禁止区域を指定することができない

概 要

工事作業の実施や海難が発生した場合などにおいて、航行船舶の安全を確保するため航路によらないなどの交通方法の設定

< 運航調整の例 >

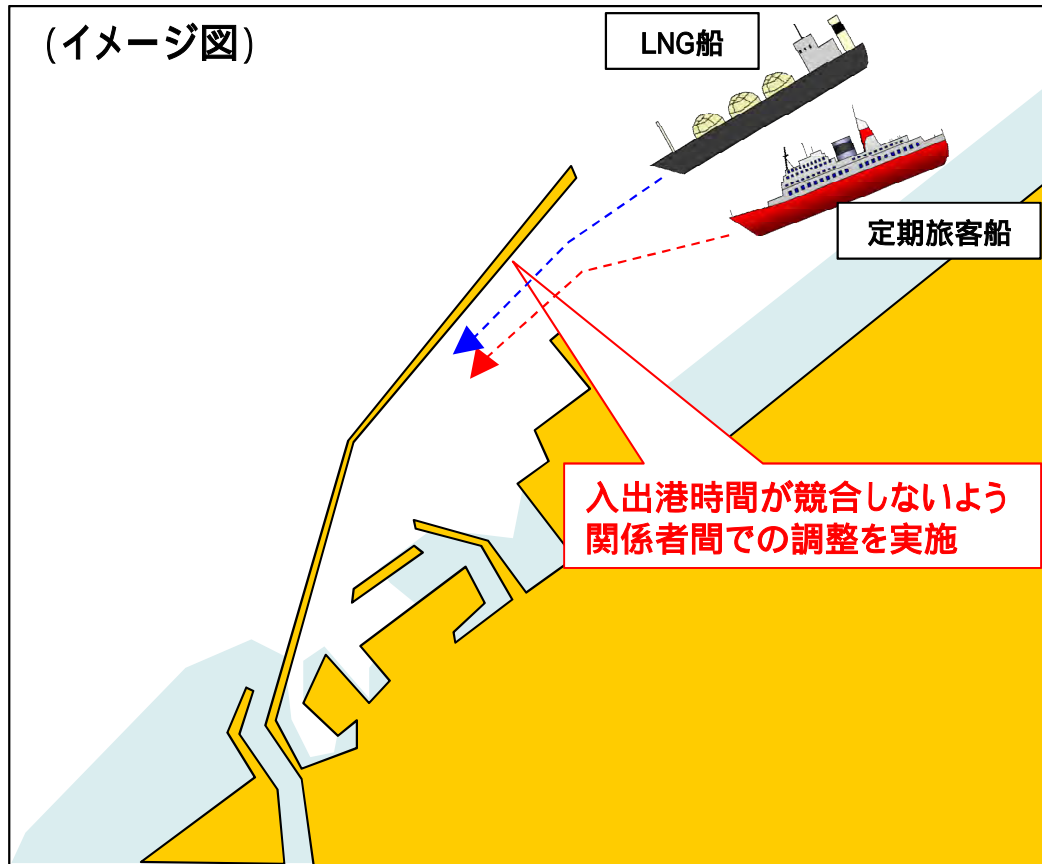
LNG船の入出港時に、水域を安全に利用するために関係者間で運航調整ルールを設定

(LNG船係留施設管理事業者、定期旅客船運航者、船舶代理店)

LNG船入出港時の運航調整ルール

・LNG船同士又はLNG船と他の大型船舶との入出港時間が競合しないよう、代理店、定期旅客船運航者間等での調整を実施

(イメージ図)



現 状

港の出入口付近等の水域を安全に利用するため、大型船舶同士の行き会い調整等の運航に関わる調整を全国約40港で実施

各地域ごとに、海事関係者が協議会を設ける等して、運航調整を実施しているが、関係者間での調整に留まっている

概 要

港の出入口付近等の水域における、運航調整に関する協議の枠組み及び信号以外の方法による交通整理

港内における雑種船の範囲等の見直し

雑種船の例



交通艇



港内曳船



水先艇



はしけ



ろかい船



端艇

小型の船舶が「雑種船」とされた例

呉港内における衝突海難において、総トン数17トンの機船が、主として港内において停泊船に対する荷役要員の送迎や荷役用具の運搬、はしけのえい航その他雑役に従事することから、雑種船に該当するものであると認められた

(昭和31年3月14日 裁決)

小型の船舶が「雑種船に該当しない」とされた例

徳山下松港における衝突海難において、総トン数6.8トンの遊漁船が、航行範囲が港内だけでなく港外まで及んでいた事実から、雑種船には該当しないとされた

(昭和56年6月16日 裁決)

外観により雑種船か否かの判断(避航関係の判断)が困難

現 状

雑種船：汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶(港則法第3条)

主として港内において活動する小型の船艇を雑種船として定義し、一般的に外洋を航海する大型の船舶と雑種船とで法の適用を区別

【義 務】

- ・雑種船以外の船舶に対する避航義務
- ・みだり係留の禁止

【免除規定】

- ・航路航行義務の免除
- ・移動の制限の免除

(課題)

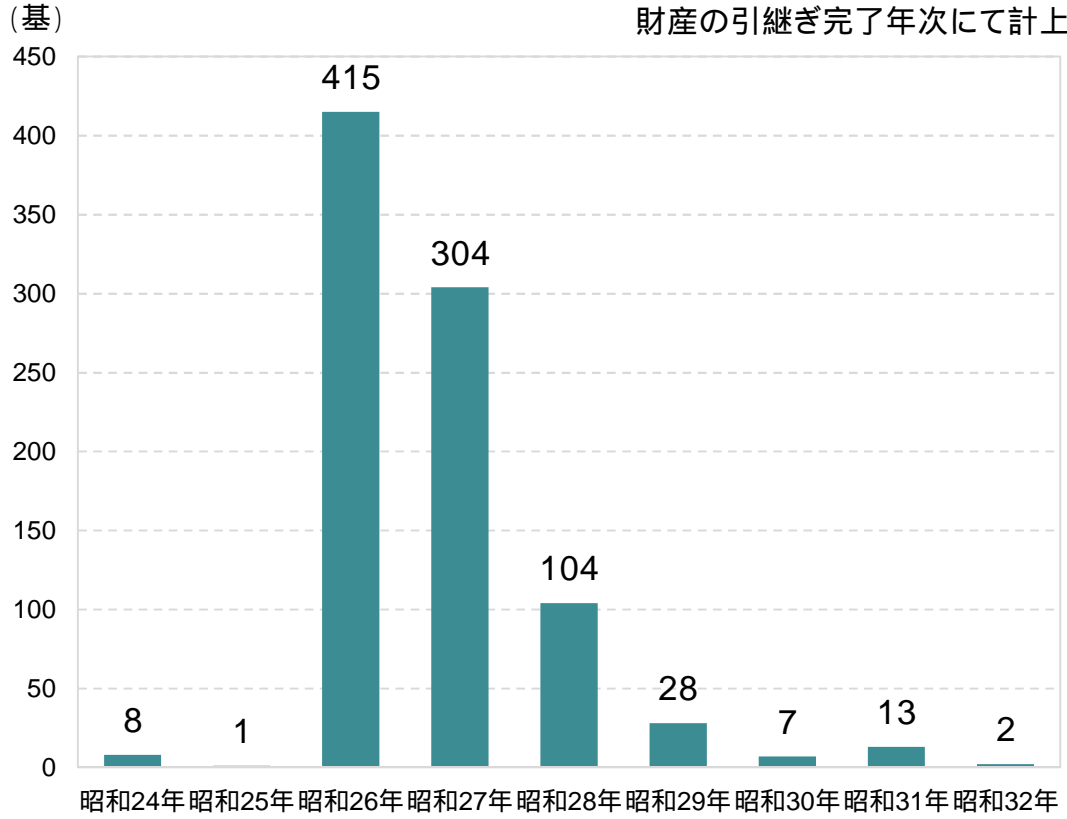
雑種船の範囲見直しに併せて新しい雑種船等についての上記義務や免除規定の適用関係の整理及び名称の検討

概 要

避航義務については、避航関係が外観から明確に分かるように一定の大きさを区分
航路航行義務については、海域の状況等に応じて航路毎に航路航行義務を免除する対象船舶の設定

航路標識の収用制度の見直し

海上保安庁以外の者が設置管理する航路標識の 直接管理又は収用の実績



合計: 882基 (昭和24年 ~ 昭和32年)

目的・必要性

現行航路標識法では、船舶交通の安全を図るために特に必要と認めるときは、海上保安庁長官は、海上保安庁以外の者が設置し、又は管理する航路標識を直接に管理し、又は収用することができる

法制定時の背景として、海上保安庁以外の者により設置されていた航路標識の管理が必ずしも適切に行われていなかった

近年における収用実績は皆無

概要

海上保安庁以外の者が設置し、又は管理する航路標識の海上保安庁長官による収用制度の廃止

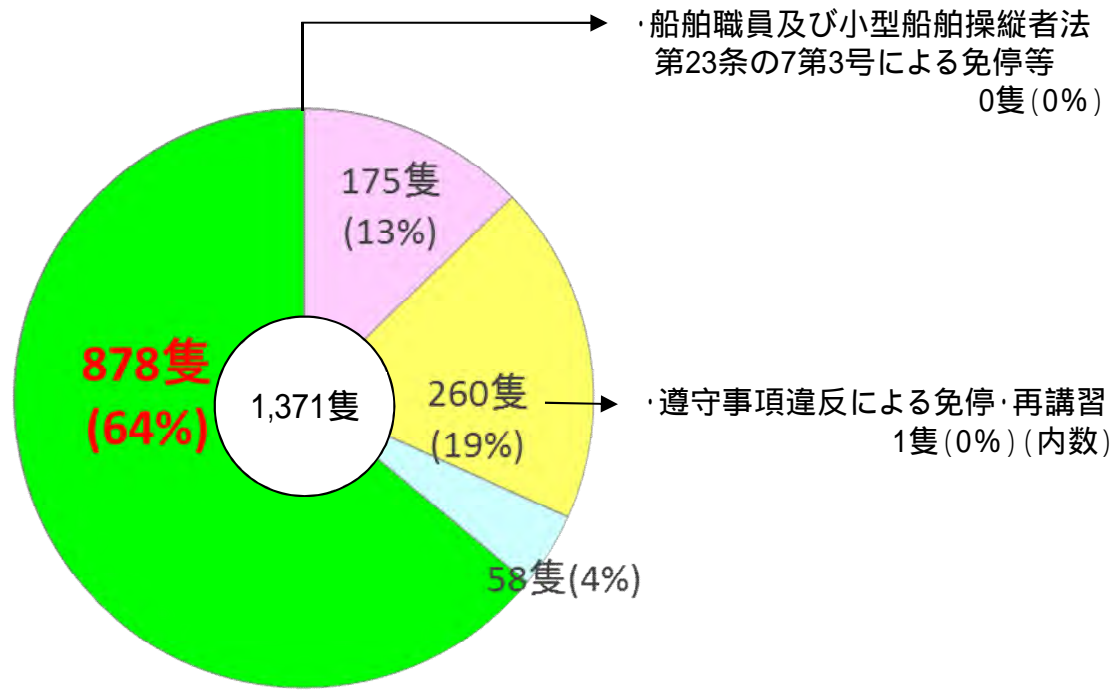
2. 船舶交通の現状を踏まえた現行制度の見直し

(2) 小型船舶の安全対策の充実

小型船舶事故の防止効果の向上

不可抗力等を除いた船舶事故のうち、約6割(64%)の878隻は、処分の対象となっていない

平成25年の小型船舶事故における処分状況 (平成27年6月末現在)



送致(刑法犯)・裁決対象(海難審判)	送致(刑法犯)
裁決対象(海難審判)	処分なし

目的・必要性

船舶事故の防止のための発航前点検・見張りの確保の徹底

船舶事故の防止のため、現行において刑事罰・行政処分等の対象となっていない船舶事故発生者への対策強化

検討の方向性

船舶事故の防止効果を向上させるため、関係者の意見を聞きつつ、処分のあり方について検討

民間ボランティアとの連携

～ 民間ボランティアの例 ～

経緯

民間有志による安全活動を積極的に援助・育成するための方策として、昭和49年に発足

指導員1,603人、安全パトロール艇1,138隻を指定
(平成26年12月31日現在)



主な指定要件

- 年齢25歳以上
- 小型船舶操縦免許証受有(取得後1年以上)
- 過去2年以内に海事関係法令に違反して処分を受けていないこと

活動内容

- 訪船指導
- マリーナ等において行うプレジャーボート乗船者等に対する安全指導
- 安全パトロール
- 安全パトロール艇を用いて行う洋上でのプレジャーボート乗船者等に対する安全指導
- 安全教育・啓発活動
- 講習会の実施又は当庁が行う講習会の補助、海難防止思想普及啓発活動

目的・必要性

民間ボランティアの対外的位置付けの明確化を行い、小型船舶の安全知識を有する民間ボランティアが一定の役割を担うことにより、その意欲の増進と船舶事故防止活動の活性化を図る

検討の方向性

対外的位置付けの明確化

現状を踏まえ、小型船舶の安全知識を有する民間ボランティアの活動内容について検討

- ・発航前点検、見張り不十分などに関する指導

など